

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和元年12月10日（令和元年（行情）諮問第416号）

答申日：令和2年8月27日（令和2年度（行情）答申第232号）

事件名：「自弁物品購入価格表」（特定刑事施設保有）の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定刑事施設保有「自弁物品購入価格表（最新版）」」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年8月1日付け札管発第460号をもって札幌矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示とした部分を全て開示せよとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書（補充後）によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書（添付資料は省略する。）

ア 処分庁は、法5条2号イに該当するような理由を縷々述べているが、いずれも非現実的かつ牽強付会であって、理由がないものである。

その理由について次に述べる。

イ 本件の行政文書は、特定刑事施設において、自弁にて購入することができる嗜好品、日用品、文具品の購入物品、定価の一覧表であり、又、購入に係る注意事項が記載されているものである。

そして、同文書の全ては、同所の全被収容者に対し、すでに公になっているものである。

故に、処分庁が縷々述べている理由には理由がない。

ウ 商品名は一般的に使用されている名称であり、メーカー名が記載されているとしても、それがアイデア等になり得ることはあり得ず、非現実的である。

そもそも、商品名、メーカー名等はすでに一般社会において公にな

っているのであるから、不開示にする理由がない。

エ 処分庁は、「今後同事業の競合関係にある他の事業者等が～」と述べているが、購入は特定法人が独占して販売することによるものであるから、その理由にも理由がない。

処分庁がいう理由は、特定法人以外の業者が介入することを許さないとするものであり、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の1条〔目的〕に違反するものである。と同時に、国が特定民間企業の利益確保に尽力するものとなる。

オ 請求人（審査請求人を指す。以下同じ。）は、特定年月日A付けにて、本件の行政文書と同様の「自弁物品購入価格表」の開示請求をし、特定年月日B付けにて開示実施申出をし、特定年月日Cに不開示が全くない文書を受けとっている。枚数はA4が4枚であった（疎1）。

同文書に記載の商品名等は、本件の行政文書と殆ど同じものであり、価格が一部異なるものであった。

それ故、法の内容が変更になっていないにも不拘、本件の行政文書に限って殆どの部分を不開示とすることには整合性もなく、理由もないのである。

カ 以上の理由により、請求人は、上記1のとおり速やかなる決定を求める。

キ 本件における殆どの不開示は常軌を逸しており、又、通常人としての能力を以てすれば、開示すべきであることを容易に理解することができることから、処分庁には少なくとも過失があることになる。

又、開示すべき情報であるにも不拘不開示としたことは、行為義務違反であって、違法性を基礎づけることになる。

## （2）意見書（補充後）

ア 諮問庁の理由説明書（下記第3を指す。）について

（ア）不開示としたことが妥当であるとの理由は、処分庁が不開示とした理由と全く同じ内容、すなわち、コピーであって、請求人の「審査請求」と題する書面の審査請求の理由に対する反論とはなり得ないものである。

（イ）不開示部分は、例えば食料品で言えば〇〇等々であり、飲料品で言えば〇〇等々である。

文具品で言えば〇〇等々であり、衣類で言えば〇〇等々である。

（ウ）上記の情報を明らかにしたところで、ある業者がノウハウを模倣することはあり得ない。

そもそも、これらの情報は、一般社会で用いられている品名であ

って、ノウハウを有しているとはいえない。

(エ) 「特定業者と競合関係にある他の事業者等にとっては～」と理由を述べているが、刑事施設における販売は、「特定法人」が独占的に行っているものであるから、競合関係にある他の事業者等は存在せず、公募手続がないので、同理由にも理由がない。

そもそも、特定法人は、独占禁止法に違反して販売をしているのである。

仮に、競合関係にある他の業者が存在するとしても、不開示とした情報は一般社会で用いられている品名であることから、情報を開示したところで公正な競争上の利益を害する根拠とはなり得ない。

(オ) 故に、不開示部分が法5条2号イに該当するといえないことは明らかである。

イ 不開示理由が法5条2号イの前提を欠いていることについて

(ア) 不開示部分は、全てにおいて、特定刑事施設の全ての被収容者に対し例外なく開示されているものである。

すなわち、すでに公になっている情報なのである。

(イ) 請求人は、以前の開示請求において、不開示が全くない文書（疎1）を受けとっている。

上記文書をコピーするために外部の者に送付したが、差し止められることはなかった。

(ウ) 不開示部分は、上記（ア）のとおりすでに公になっており、又、前述したとおり一般社会においてもすでに公になっているのであるから、法5条2号イの「公にすることにより」の前提を欠いていることになる。

ウ 結語

(ア) 以上のとおり、不開示としたことには全く理由がないのであり、速やかに開示すべきである。

(イ) 処分庁の不開示は常軌を逸しており、裁量権の乱用であって、明らかに不法行為である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が本件行政文書開示請求書により開示請求し、処分庁が、本件対象文書について、本件行政文書開示決定通知書により、一部開示決定（原処分）したことに對するものであり、審査請求人は、不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）を全て開示せよとの決定を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書等について

刑事施設（刑務所，少年刑務所及び拘置所をいう。以下同じ。）における物品販売等運營業務（以下「物品販売等業務」という。）については，刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）21条2号の規定に基づき，刑事施設の長が指定する事業者（法務省矯正局が公募し，応募のあった事業者から選定した特定事業者）が，当該刑事施設の長が定める種類の自弁物品等の販売業務等を実施しているところ，本件対象文書は，特定刑事施設の長が定める自弁物品等について，価格変更に伴い，その商品名や単価，参考となる情報等を一覧にし，特定刑事施設において職員等に周知するための文書である。

### 3 不開示情報該当性について

本件不開示部分について，当該情報が開示された場合，既に開示されている情報等と併せることにより，特定事業者が取り扱っている具体的な商品名を相当程度特定することが可能となり，特定事業者と競合関係にある他の事業者等にとっては，本件対象文書の情報に加工・改善を加えるなどし，そのノウハウを模倣することで，法務省矯正局が今後行う可能性がある物品販売等業務に係る公募手続を容易にすることが可能となり，その結果，特定事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあると認められることから，本件不開示部分は法5条2号イに該当する。

### 4 以上のとおり，本件不開示部分は，法5条2号イに規定する不開示情報に該当すると認められることから，原処分は妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |   |            |                 |
|---|------------|-----------------|
| ① | 令和元年12月10日 | 諮問の受理           |
| ② | 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受   |
| ③ | 令和2年1月10日  | 審議              |
| ④ | 同月16日      | 審査請求人から意見書を收受   |
| ⑤ | 同年3月30日    | 審査請求人から意見補充書を收受 |
| ⑥ | 同年7月21日    | 本件対象文書の見分及び審議   |
| ⑦ | 同年8月25日    | 審議              |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は，本件対象文書の開示を求めるものであるところ，処分庁は，その一部を不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分で不開示とした部分を全て開示せよとの決定を求めているが，諮問庁は，原処分は妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性等について検討する。

なお、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、開示請求者に交付した行政文書の写しを確認したところ、1枚目の本文1行目については、原処分に不開示理由としての記載がないにもかかわらず、不開示としている部分があることが確認され、処分庁において、原処分に基づき開示請求者に交付する行政文書を一部不開示とする作業を行った際、不開示とする部分を誤ったものであり、改めて、原処分に基づき行政文書の開示を実施済みである旨説明するため、当該部分については判断しない。

## 2 本件対象文書の位置付け等について

- (1) 刑事施設における物品販売等業務についての上記第3の2の諮問庁の説明は、上記第3の2に掲記された規則等によれば、不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情は認められず、首肯できる。
- (2) 本件対象文書は、特定刑事施設の被収容者に対し購入することが許可される物品等について、価格変更に伴い、その商品名、単価及びコード等参考となる情報を一覧にし、特定刑事施設において職員等に周知するための文書である。

## 3 不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、「購入物品の価格変更について」と題する文書の「1 価格変更」の「商品名」欄の記載内容部分の全て及び「4 放送文」の記載内容部分の一部並びに別添の「購入物品一覧表」の「商品名」欄の記載内容部分の一部及び「備考」欄の③ないし⑥の記載内容部分の一部が不開示とされていることが認められる。

以下、これらの不開示情報該当性について検討する。

- (1) 当該不開示部分のうち、上記各「商品名」欄、「4 放送文」及び「備考」欄の記載内容部分には、特定事業者が取り扱っている商品名が具体的に記載されていることが認められる。
- (2) これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、既に開示されている情報等と併せることにより、特定事業者が取り扱っている具体的な商品を相当程度特定することが可能となり、特定事業者と競合関係にある他の事業者等にとっては、本件対象文書の情報に加工・改善を加えるなどし、そのノウハウを模倣することで、法務省矯正局が今後行う可能性がある物品販売等業務に係る公募手続への応募を容易にすることが可能となり、その結果、特定事業者の公正な競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあると認められる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該不開示部分については、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

## 4 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、請求人

は、特定年月日 A 付けにて、本件の行政文書と同様の「自弁物品購入価格表」の開示請求をし、特定年月日 C に不開示が全くない文書を受け取っているなどと主張している。この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、審査請求人が主張する開示請求に係る対象文書については、当該主張のみでは事実関係が明らかではないものの、審査請求人がいうように全部開示したのであれば、本来は法の不開示事由に該当する部分については、不開示とすべきであったと考えられる旨説明する。

これを検討するに、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、特定の矯正管区による過去の年度の別件開示決定があったとしても、直ちにその判断に拘束されるということとはできず、審査請求人の主張を採用することはできない。

(2) 審査請求人は、意見書(上記第2の2(2))において、不開示部分は、全てにおいて、特定刑事施設の全ての被収容者に対し例外なく開示されているものであり、すなわち、既に公になっている情報なのであるなどと主張する。しかしながら、当該不開示部分が特定刑事施設の全ての被収容者に示されていたとしても、公になっているものとはいえず、また、法は、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、特定の情報を承知している者からの開示請求である場合を含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであるから、審査請求人の主張を採用することはできない。

(3) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 小泉博嗣, 委員 池田陽子, 委員 木村琢磨